

第5章 文化財の保存及び活用に関する事項

1 千曲市全体に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

本市には、平成31年(2019)2月現在で国指定等文化財45件、長野県指定文化財18件、千曲市指定文化財86件の合計149件の有形・無形の文化財が存在している。

これらの指定文化財は、文化財保護法や長野県文化財保護条例、千曲市文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきており、引き続き保護のための措置を講じる。一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する未指定文化財も市内に数多く存在し、歴史的風致の維持向上を図る上でも、これらの未指定文化財も保存・活用を図ることが重要である。

このため、文化財は指定・未指定に関わらず、本市の歴史と文化を理解する上で不可欠なものであり、文化財等の調査を行い、価値が認められたものについては、市の指定・国の登録制度の活用を検討するとともに、適切な保存管理や活用が図られるよう、計画的に修理・整備、防災対策等を行う。

また、祭事や伝統芸能・行事等については、その活動の記録を作成するとともに、今後も活動を継承していくことが可能となるよう担い手育成に対する支援を行う。

(2) 文化財の修理・整備に関する方針

文化財のうち有形文化財の建造物は、経年劣化や災害等の外的要因などによるき損や滅失をまねく恐れがあることから、日頃の維持管理を含めた予防対策と、き損した場合の適切な修理が求められる。

事前の予防対策は、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことで損傷の早期発見に努め、必要に応じて、所有者等の意識向上のための適切な助言を行う。

文化財の修理は、文化財の価値を維持することであるため、過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき実施することを基本とする。

特に、指定文化財の修理は、文化財保護法や長野県・千曲市の文化財保護条例に基づくとともに、文化庁に指導を仰ぎつつ、関係機関や専門家と連携して実施する。

また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用する。

未指定文化財や、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の修理については、所有者等と協議しながら、保存のための対策を講じる。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市は、多くの有形・無形の文化財を有しており、この保存・活用を図る上では、文化財の保存・活用や展示を行うための施設や、文化財を総合的に情報発信する拠点となる施設が必要である。

文化財を保存・活用する施設は長野県立歴史館・森將軍塚古墳館・さらしなの里歴史資料館があり、現在これらの施設が本市における文化財についての展示施設の役割を担っている。

今後も、これらの施設において文化財の保存・活用を行うものとするが、より多くの人びとに興味・関心を持ってもらうため文化財の情報を広く情報発信し、文化財の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サインの設置を推進する。

また、重要伝統的建造物群保存地区の稲荷山地区などを訪れた観光客等の便益施設である駐車場やトイレ等の整備をすることにより、文化財の活用を推進する。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境は、文化財の価値に強い影響力を与えることから、文化財の保存・活用を図る上では、文化財単体へのみ措置を講じるだけでなく、その周辺環境と一体的に措置を講じることにより、文化財の価値を高めることが重要である。そのため、都市計画法や景観法等の関連法令と連動し、文化財とその周辺環境を一体的に保全することが求められる。

このため、引き続き都市計画法や景観法に基づいてその保全に努める。

また、文化財周辺の景観を阻害する要素は、要素の改善や除却をするとともに、整備を行う際は、文化財や周辺の環境と調和したものとする。

(5) 文化財の防災に関する方針

文化財のうち有形文化財は、火災や地震、落雷、水害、台風等の災害によりき損、滅失する恐れがあることから、個別の有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの軽減を図ることが求められる。

滅失のリスクが高い火災は、火災が発生しないよう予防対策の徹底と、火災が発生した際の迅速な消火体制の確保、火災が発生した際に迅速に対応できるよう日頃からの防災教育・訓練に取り組む。

予防対策は、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備等の防火設備の設置とともに、オール電化の導入を検討し、文化財を保存する上で必要と考えられる防火設備を設置する。

防災教育・訓練は、文化財の所有者等に対して防災に係る周知啓発と防災教育に取り組み、文化財防火デーには、各地の消防団や各種自主防災組織と連携して文化財施設での消火訓練を実施する。また、地震対策として耐震診断や耐震補強工事の実施など、個別の災害ごとに必要と考えられる対策を行うことにより、き損・滅失のリスクの軽減を図る。

また、美術工芸品等の有形文化財は、防犯環境設計の考え方にに基づき、盗難にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに所有者の意識改善等により、防犯性能の向上を図る。

不幸にも、文化財が被災してしまった場合は、その後の防災対策に役立てるため、被災履歴を記録する体制を整える。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する方針

本市の文化財は、これまで活用が効果的に行われていなかった状況もあり、本市内外の人びとの文化財に対する認識を高めるために、より多くの人びとに文化財の存在や理解を促す機会を提供する、普及・啓発の取組みが重要である。

市内外の人びとを対象として実施する普及・啓発は、案内板等の設置やパンフレット等の作成・配布とともに、イベントの開催等により、広く普及・啓発を図る。

市民への主な普及・啓発は、広報誌やイベントの開催等により日頃からの認識向上とともに、地域に根差した伝統芸能や行事の将来の担い手である子どもたちに対しても、これら伝統芸能や行事への愛着をはぐくむための取組みを推進する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が540遺跡確認されており、重要な歴史的遺産であり、文化財保護法に基づく保護が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、長野県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議の上、その保護を図る。

(8) 文化財の保存・活用に係る千曲市教育委員会の体制に関する方針

文化財の保存活用については、千曲市教育委員会の歴史文化財センターが主な役割を担っている。歴史文化財センターでは、文化財の保存活用に関する業務全般と文化財の所有者・管理者に対する研修や文化財の管理・修理についての指導助言、森將軍塚古墳館、さらしなの里歴史資料館などの管理運営を行っている。

また、稲荷山重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の実施、重要文化的景観「姨捨の棚田」選定地内や、名勝「姨捨（田毎の月）」指定地内での道水路の整備事業の実施、史跡「埴科古墳群 森將軍塚古墳」や、長野県史跡「武水別神社神主松田家館跡」の修理事業の実施、重要無形民俗文化財「雨宮の神事芸能」や記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択を受けている「武水別神社の頭人行事」などの無形民俗文化財の記録作成事業を実施している。

教育委員会の諮問機関としては、千曲市文化財保護条例に基づき、千曲市文化財保護審議会が設置されている。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、教育委員会に答申する。

審議会は7名で構成されており、各専門分野は、歴史4名、建造物1名、美術工芸1名、民俗1名である。

また、千曲市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、千曲市伝統的建造物群保存地区保存審議会が設置されている。審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じて、保存地区の保存等に関する重要事項について調査及び審議し、並びにこれらの事項について市長及び教育委員会に答申する。

審議会は11名で構成されており、建築史・都市計画等の専門委員3名、建造物所有者2名、教育委員会が必要と認める者（地元関係団体）6名である。

なお、名勝「姨捨（田毎の月）」保存整備事業・松田家資料保存整備事業の実施にあたっては、それぞれに整備委員会を設けてその指導・助言を得て事業を行っている。整備委員会は、専門家による専門委員と、地元関係者による地元委員、文化庁・長野県教育委員会等の関係機関で構成している。

庁内の体制は、事務職及び学芸員をそれぞれ複数名配置している。

(9) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPOなど各種団体の状況及び今後の体制整備に関する方針

本市の文化財を保存・活用していくためには、本市をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる団体と連携することは必要不可欠である。

本市において文化財の保存・活用に関わる団体は、千曲市棚田保全推進会議をはじめ多くの団体があり、地域の歴史や文化財の調査・発信を行っている団体や、無形民俗文化財の保護活動を行っている団体などが存在する。

今後は、これらの各種団体の多様な活動をさらに活性化させるため、必要な情報提供や人材育成等を積極的に支援し、地域住民の主体による文化財保護活動を進めていく。

表 5-1 千曲市の文化財の保存・活動に関わる団体の一覧

名 称	主な活動エリア	活動概要
更埴郷土を知る会	市内全域	会誌「ちょうま」を発行、郷土史研究活動
戸倉史談会	市内全域	会誌「とぐら」を発行、郷土史研究活動
稲荷山自衛団	稲荷山地区	防火パトロール、消防器具点検など
稲荷山勇獅子保存会	稲荷山地区	祇園祭に勇獅子を披露
稲荷山神輿会	稲荷山地区	祇園祭の神輿を担ぐ活動など
NPO 法人稲荷山蔵の会	稲荷山地区	空き店舗を修理し、おやき・いなりずし等の販売、地域振興活動
中原郷土芸能保存会	中原地区	中原の獅子舞神楽の継承、祭礼での奉納披露
武水別神社氏子会	八幡・更級 ・五加地区	武水別神社の大頭祭の継承
八幡まちづくり 実行委員会	八幡地区	武水別神社の節分祭、菊花展、朝市などの活動
千曲市棚田保全 推進会議	姨捨の棚田	姨捨の棚田での耕作支援、関係保全団体との調整など
大池区	八幡大池地区	大池の百八灯の継承
さらしなの里友の会	更級地区	友の会だよりの発行、縄文祭りの開催、文化財の清掃活動など
戸倉上山田温泉 夏祭実行委員会	戸倉上山田温泉 地区	夏祭りの継承及び開催
上山田神楽保存会	上山田地区	獅子舞神楽の継承、祭礼等での奉納披露
水上布奈山神社氏子会	戸倉地区	水上布奈山神社の御柱祭の継承
須須岐水神社氏子会	屋代地区	須須岐水神社の祭礼の継承
雨宮坐日吉神社 御神事踊り保存会	雨宮地区	御神事踊りの継承
NPO 法人 あんずの里振興会	森地区	あんずの里スケッチパーク内のあんずの管理ほか
森將軍塚古墳友の会	森將軍塚古墳	古墳の草取り、ボランティアガイド

2 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存・活用の現状と今後の具体的な計画

重点区域内には、国指定文化財が23件、県指定文化財が5件、市指定文化財が15件の合計43件の有形・無形の指定文化財が存在する。これらの指定文化財は、これまで文化財保護法や長野県・千曲市文化財保護条例の他、関連法令に基づき保護のための措置が講じられてきた。

指定文化財について、各文化財の保存活用計画を策定し、計画的な保護を図る。

未指定の文化財について、八幡地区などに立地する伝統的家屋等の損傷が進行していることから、歴史的風致形成建造物に指定の上、修理を実施するとともに、市指定文化財等の指定等を検討する。また、地域に根付く伝統行事等の無形民俗文化財は、担い手育成を視野に入れた活動団体への支援を実施する。

また、個人所蔵の古文書も損傷や廃棄の恐れがあることから、後世に保存し活用を図るために目録作成等の所在確認調査を行い、デジタルデータ化を行う。

本市における文化財保護のマスタープランとするために、文化財の総合的な把握と、保護策をまとめた歴史文化基本構想を策定する。

(2) 文化財の修理・整備に関する具体的な計画

重点区域内において修理が必要な有形文化財には、稲荷山の伝統的建造物や八幡の松田家住宅などがあり、未指定文化財も多く存在している。これらの文化財は、経年劣化による建造物の屋根等のき損が進行しており、倒壊などによる滅失の恐れにつながることから、早急に修理事業を行う必要がある。

そのため、文化財の価値を損ねないよう過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究に基づき、文化財保護法や長野県・千曲市文化財保護条例・千曲市伝統的建造物群保存条例に基づき修理を行う。

未指定の有形文化財である建造物は、所有者等と協議を行い歴史的風致形成建造物として指定の上、修理や活用等に係る費用について支援する。

(3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内に立地する文化財の保存や情報発信をする施設は、重点区域内にはさらしな里歴史資料館があるものの、稲荷山や八幡など情報発信を行う施設はない。

また、重点区域内に分布する文化財は、文化財としての価値を説明する案内板の未設置や案内標識の未整備など、ガイダンス機能が不十分な状況にある。また、駐車場やトイレ等の便益施設が未設置等により、来訪者をもてなす環境が不十分な状況である。

そのため、歴史的風致に係る稲荷山の重要伝統的建造物群保存地区の情報を発信するための拠点整備や、松田家住宅の早期開館、空き建物等を活用した情報発信のための機能の導入を検討する。また、重点区域内における文化財の説明板等の整備を行うとともに、総合案内板や誘導サイン等を設置することで、ガイダンス機能を向上させる。あわせて、駐車場やトイレ等の便益施設が整備されていない文化財においては、便益施設を整備し、来訪者をもてなす環境を向上させる。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域「稲荷山・桑原・八幡地区」の重要伝統的建造物群保存地区内や「戸倉上山田温泉地区」には、アスファルトの道路や電線、開渠の水路がコンクリート側溝となっているなど歴史的環境にそぐわない景観が存在している。このため、小路・道路の石畳による整備や電線類地中化、石垣での水路整備・補修など、周囲の景観と調和を図るための修景整備を実施する。

重点区域の「更級・姨捨地区」では、姨捨の棚田での耕作の担い手不足が大きな課題となっていることから、耕作の継続できるシステムの構築や、更級川沿いの河畔林の景観支障木の整備を実施する。

また、周遊路として千曲市全体の一体感を創出させるため、誘導サインや施設説明板のデザインの統一を図るための公共サインのデザイン方針を策定し、それに基づいた整備を実施する。

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

重点区域内に立地する稲荷山伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物の多くが木造であり、家屋ごとの間隔も狭いことから、地震による倒壊や火災による延焼により、周囲の家屋を巻き込み、多くの歴史的町並みを失ってしまう可能性がある。

そのため、防災施設の整備や自主防災組織の活動支援を行っていくものとする。

また、所有者等と協議を行い耐震補強などにも取り組んでいくものとする。

さらに、町並みに配慮した防犯灯の整備などにより、防犯対策や美術工芸品等の有形文化財が盗難にあわないよう所有者への意識啓発に努めていくものとする。

(6) 文化財の保存・活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内に分布する文化財の普及・啓発に係る取組みを推進することは、歴史的風致を維持向上させる上でも重要である。

そのため、訪れる人びとの周遊を促すため、文化財を結びつける観光マップを作成し配布する。また、市内外の人びとへの普及啓発イベントを実施するとともに、無形民俗文化財の将来の担い手である若者や児童・生徒に対し、千曲市の歴史や文化財に愛着をはぐくむための取組みを推進する。

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、重点区域内に約120箇所存在しており、本市にとって重要な遺跡として文化財保護法に基づいた保護措置が求められる。

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底することにより保存を図る。

また、稲荷山地区の稲荷山城跡や、八幡地区の更級郡衙の所在が推定されている八幡遺跡群においては、計画的な範囲確認調査を行い、その保護のうえ活用を図る。

(8) 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPOなど各種団体の状況及び今後の体制整備に関する具体的な計画

重点区域内における文化財の保存・活用に関わる団体は、千曲市棚田保全推進会議はじめ、各地域の自治会や氏子等が存在しており、歴史的風致の維持向上や文化財の保護を推進する上では、地域住民やこれらの団体等と連携することが重要である。

そのため、これらの活動に対する助成支援を実施するとともに、自主的なまちづくりに係る団体やひいては本計画の一役を担う歴史的風致維持向上支援法人の育成を図る。

表 5-2 重点区域に関わる文化財の保存・活動に関わる団体の一覧

名 称	主な活動エリア	活動概要
(1) 稲荷山・桑原・八幡地区		
稲荷山自衛団	稲荷山地区	防火パトロール、消防器具点検など
稲荷山勇獅子保存会	稲荷山地区	祇園祭に勇獅子を披露
稲荷山神輿会	稲荷山地区	祇園祭の神輿を担ぐ活動など
NPO 法人稲荷山蔵の会	稲荷山地区	空き店舗を修理し、おやき・いなりずし等の販売、地域振興活動
中原郷土芸能保存会	中原地区	中原の獅子舞神楽の継承、祭礼での奉納披露
武水別神社氏子会	八幡・更級・五加地区	武水別神社の大頭祭の継承
八幡まちづくり 実行委員会	八幡地区	武水別神社の節分祭、菊花展、朝市などの活動
(2) 更級・姨捨地区		
千曲市棚田保全推進会議	姨捨の棚田	姨捨の棚田での耕作支援、関係保全団体との調整など
大池区	八幡大池地区	大池の百八灯の継承
さらしなの里友の会	更級地区	友の会だよりの発行、縄文祭りの開催、文化財の清掃活動など
(3) 戸倉上山田温泉地区		
戸倉上山田温泉 夏祭実行委員会	戸倉上山田温泉地区	夏祭りの継承及び開催
上山田神楽保存会	上山田地区	獅子舞神楽の継承、祭礼等での奉納披露